

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19730016
 研究課題名（和文）アメリカの「表現の自由」論は、フェミニストの批判に如何に対応するか。
 研究課題名（英文）How does the first amendment theory reply to feminist contentions?

研究代表者
 田代 亜紀（TASHIRO AKI）
 群馬大学・社会情報学部・講師
 研究者番号：20447270

研究成果の概要：アメリカの「表現の自由」論に対して、フェミニストが批判するトピックの1つであるポルノグラフィーについての議論に着目し、ポルノグラフィーをめぐるアメリカ憲法解釈とフェミニズムの議論がどのような理論関係にあるのかを整理した上で、この対立を解消するための、又はフェミニズムの批判に応えるための理論的な前提条件（フェミニズムの批判に応えるために採りうるアメリカ合衆国憲法第一修正解釈のバリエーション）を提示した。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	600,000	0	600,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,100,000	150,000	1,250,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学・憲法

キーワード：憲法

1. 研究開始当初の背景

研究を開始した当初、アメリカ憲法学において、「表現の自由」理論が揺らいでいるという状況があった。表現の自由の持つ価値から、表現の自由は従来より保障が重んじられていたが、その理論状況に揺らぎが生じていたのである。その揺らぎとは、ヘイトスピーチ（hate speech）やポルノグラフィー（pornography）などの差別的表現がその攻撃対象となる人々を傷つける度合いが強烈であり、その強烈さは人権侵害にあたるのではないかと議論されたことに端を発する。

従来の表現の自由理論においては、ごく限られたカテゴリーのもの以外は、基本的に表

現は自由であるべきであり、その限られた表現の自由の例外もできるだけ限定されるべきである、と考えられていた。表現の自由が持つ個人的価値、社会的価値の重大さゆえである。

しかし、差別的表現について、差別的表現は対象となった人を精神的に傷つけるが、それは肉体的に傷つけるのと同様である、とかそうした差別的表現はもはや表現ではなく、差別的行為そのものであるといった主張がなされた。そして、そうした主張には一定の説得力が認められた。そうした訴えの強さは、従来型の表現の自由理論がそのまま良いのか、という理論的解決を求めるものであった。

こうした「表現の自由」が揺らぐという状況に関心を持ち、従来型の表現の自由論がこの後も憲法解釈として妥当であるか、それとも選択すべき表現の自由理論が他にあるのかを探ろうとしたのが本研究である。

2. 研究の目的

前述のような背景から、多様な属性、多様な価値観を持つ人々から構成される現代社会において、選択されるべき表現の自由理論とはいかなるものなのかを明らかにしようとするのが、本研究の目的である。

しかし、この目的はあまりにも漠然としている。そこで、差別的表現のなかでもポルノグラフィに注目することで、表現の自由の個別テーマの1つにおいて、この問題設定をどのように考えるべきかを研究目的とし、上述の漠然とした研究目的を具体化しつつ、研究対象を限定し、現実的な研究になるようにした。

すなわちポルノグラフィを規制せよと訴えるフェミニストの議論と、従来型の表現の自由理論に基づくポルノグラフィの規制に消極的な議論を整理したうえで、どのような憲法解釈であれば、両者のコンセンサスは得られるのか、どのように憲法解釈として考えれば良いかを探ることとした。

3. 研究の方法

研究の方法は、文献読解に基づき、問題の構造を明らかにしつつ、問題について論述し、研究成果を活字化した。専攻する学問の性質上、主な研究方法はこのような資料収集、文献読解に基づき活字化するということであるが、論文や研究成果が現実社会から乖離していないか、机上の理論となっていないかを確認するために、外国出張の際は、資料収集だけでなく、当該研究テーマに関する現実や社会的意識などを調査するようにした。その結果、やはり文献で得た情報と現実のギャップを感じる部分もあり、その点も加味した上で研究成果をまとめた。アメリカ憲法解釈は、現実政治や現実社会に影響を受ける部分も少なからずあり、アメリカ出張において憲法学シンポジウムに出席し、アクチュアルな議論に接したことは、研究成果にとって直接的にも間接的にも重要な効果をもたらしたと考える。

4. 研究成果

本研究課題は、上記のような背景、研究目的から、アメリカ憲法解釈においてポルノグラフィの問題がどのように論じられているか、とりわけポルノグラフィを規制せよと主張するフェミニストとそれに対抗する立場である従来型の「表現の自由」理論の立場の理論衝突を如何に克服するかというも

のである。すなわち、本研究課題の題目にあるように、アメリカの「表現の自由」理論は、フェミニストからの批判に如何に応えるかというものである。

具体的には、ポルノグラフィをめぐる、アメリカ憲法解釈においてフェミニストの主張をいかに取り入れるべきかについて検討した。前述のように、伝統的な「表現の自由」論においては、自由な表現が個人にとって又は社会にとって非常に重要であることから、ポルノグラフィ規制や表現規制に対しては消極的である。そうした議論に、ポルノグラフィは「表現」ではなく性差別的行為であり、女性の平等権を侵害すると批判したのがラディカル・フェミニズムと称されるキャサリン・マッキノン (Catharine Mackinnon) の議論であった。この議論を契機に、ポルノグラフィは憲法上議論されることになったが、この主張をどのように受け止めるか、すなわち伝統的な表現の自由論との理論的断絶を如何に克服するかが本研究の問題関心であった。

マッキノンはポルノグラフィによる深刻な被害を訴えた。弁護士としての彼女のもとへ寄せられたポルノグラフィによる深刻な被害は、生々しく現実味のあるものであり、彼女の議論に一定の説得力をもたらした。そして、アメリカ憲法第一修正解釈に揺らぎをもたらしたのである。

しかし、マッキノンの立場、すなわちポルノグラフィを定義し、限定を一定程度加えた上でのポルノグラフィ規制の主張は、従来型の表現の自由理論からすると、ポルノグラフィがいかに低俗でいかに無意味な表現であったとしても、それを規制することは、国家による表現規制であり、表現市場に対する介入であり、「思想統制」につながるとして受容れ難いものであった。この理論的断絶は大きい。どのように考えれば、この断絶は克服されるのだろうか。

そこで、本研究では、マッキノンの立場と従来型の表現の自由理論の理論的対立を、さしあたりポルノグラフィをめぐるフェミニズムとリベラリズムの対立であると見立て、その対立を解消する、すなわち、リベラリズムとフェミニズムを一直線上の両端と考えたとき、その直線内部に存在する議論がないかを探った。そうした議論は、フェミニズムとリベラリズムの議論を、ある意味で折衷するものであり、両者の理論的対立を克服し、多様な社会において採択されるべき憲法解釈である可能性がある。

そうした議論は、リベラリズムの考えに近いものとフェミニズムの考えに近いものがあるはずである。そこで、第一段階としてリベラリズムの考えや従来型の表現の自由論を前提にしつつもフェミニズムの議論に理

解を示す第一修正解釈を検討した。具体的には、キャス・サンステイン (Cass Sunstein)、オーウェン・フィス (Owen Fiss)、ロバート・ポスト (Robert Post) であり、そうした議論がアメリカ憲法解釈においてどのように評価されているかも併せて参照した。

サンステインのポルノグラフィーに関する議論では、ポルノグラフィーの被害に着目した上で、ポルノグラフィーを低い価値の言論であるとするに1つの特色があった。サンステインはポルノグラフィーを定義しなおすなど、マッキノンの議論に完全に同意するわけではないが、彼女の議論に対する歩み寄りを確認できる。フィスのポルノグラフィーに関する議論では、言論の自由にとって政府を敵であると考えた従来の考えからの転換が提案されていた。政府は言論の自由にとっての友達にもなりうるという議論するフィスは、ポルノグラフィーの沈黙効果に着目し、一定のポルノグラフィーに関する規制を考慮する理論的可能性を示した。ポストは、表現の自由理論がいまや再考の時期にきていると述べる。それは、マッキノンのポルノグラフィーに関する議論に説得力を認めているからであるが、同時に表現の自由の原理論レベルでの慎重な考量が必要だと言う。

これらの議論は、それぞれ異なるものの、伝統的な表現の自由理論とフェミニズムの対話可能性を探り、対話するための理論的前提条件を提示した点では共通しており、それぞれが採りうる憲法解釈であると考えられた。

第二段階として、フェミニストに近い側からも、従来型の表現の自由理論に歩み寄る議論はないかを検討した。まず指摘できるのは、フェミニストの議論も一枚岩ではないということである。マッキノンは非常に影響力のあるフェミニストであるが、彼女とは立場を異にするフェミニストも多様に存在する。フェミニストでありながら、ポルノグラフィーの分野において従来型の表現の自由理論を妥当だとする者も存在する。

そうした多様なフェミニストによる議論のうち、特にポストモダン・フェミニズムの議論に着目した。ポルノグラフィーの議論において、フェミニズムとしての立場を保持しつつも、伝統的な表現の自由理論にアプローチする議論を検討したのである。そこで参照したのは、ジュディス・バトラー (Judith Butler) やドゥルシラ・コーネル (Drucilla Cornell) であり、特にコーネルの議論が本研究課題にとって有効であるように考えられた。

コーネルは、ある種のポルノグラフィーについて、それが女性のイマジナリーな領域 (The Imaginary Domain) を侵害するものであり、時には自己のアイデンティティを再想

像することを困難にさせるようなものであることを認め、彼女の考えるゾーニングという手法で規制することを提案する。彼女が考えるゾーニングは、ある通りの店舗のショーウィンドーにポルノグラフィー素材を展示することを禁じる規制である。ポルノグラフィーが見せつけられないことにより、女性だけではなく、社会を構成する各人のイマジナリーな領域が担保され、各人はそれぞれの性的イマジナリーを開花させることが可能になる。また、ある種のポルノグラフィーがその内容とともに強制的に人々に見せつけられることによって、社会や個人に植え付ける性的ステレオタイプからの解放も可能になる。そうして、性的ステレオタイプから自由になり、女性は自己を再想像することが可能になる。女性はそうして自己を書き換えて行く潜在的な力があるのだと彼女は言う。

コーネルの議論は、フェミニストとしての立場を持ちつつも、女性だけではなく男性に対しても当てはまる権利概念、自由の概念を用いており、ある種の普遍性が認められる。その権利概念はメタレベルであっても、帰結する第一修正解釈は、先に出た特別かつ限定的なゾーニングなど従来の表現の自由理論が受容れやすいものである。そうした意味で、コーネルの議論は、フェミニストの側から従来の表現の自由理論にアプローチする有力な議論だと評価する者もいる。その意味で、採りうる憲法解釈の1つと言えるのではないかと考えた。

このような研究から、今年度の研究課題である伝統的な表現の自由理論がフェミニズムの批判に如何に対応するかについての試論をまとめた (後述の5で挙げた論文)。

同時に、コーネルの議論がフェミニストでありながら従来型の第一修正解釈に接合可能性が高いと評価されながらも、その理論的問題が指摘されていることを取り上げ、フェミニズム法理論は、アメリカの伝統的な表現の自由理論を揺るがすほどのダイナミズム・影響力を内包しているが、同時にフェミニズム法理論内部のジレンマも存在し、その解消という困難な理論的課題も求められていることも結論の一つとした。

本研究課題では、採りうる憲法解釈のヴァリエーションを示した。しかし、そのうちのどれがもっとも多様な価値観が混在する社会にフィットするものなのかという点については、そこまで示すことはできなかった。

こうした理論的課題については、表現の自由理論がもつ「普遍性」概念を更に探求し、本研究課題において持った疑問を解明しつつ、今後取り組んで行きたいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

①田代亜紀, リベラリズムとフェミニズムの対話可能性-ポルノグラフィをめぐる議論についての一試論-(2・完), 法学 72 巻第 2 号, 126-173, 2008, 査読無

②田代亜紀, リベラリズムとフェミニズムの対話可能性-ポルノグラフィをめぐる議論についての一試論-(1), 法学 72 巻第 1 号, 96-157, 2008, 査読無

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田代 亜紀 (TASHIRO AKI)

群馬大学・社会情報学部・講師

研究者番号: 20447270

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号: